

広島県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年三月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道御調久井線	尾道市御調町大原字割石一四二番二地先から尾道市御調町大原字割石一四一番一地先まで	平成一八年三月三日